

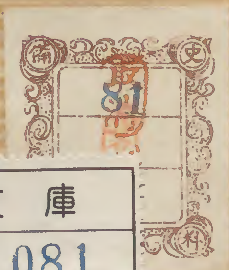
筆乃靈

前篇

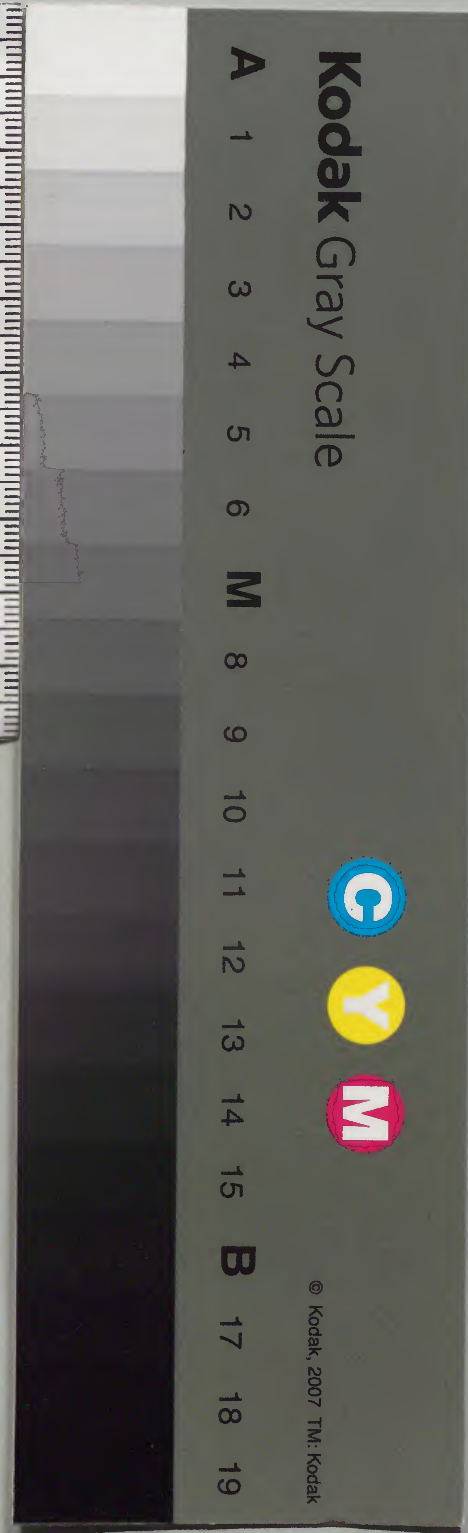
八

三	一	八	一	和書門
二	四	一	二	
冊	架	函	號	類

二	三	和
二	一	書
函	八	
一	一	
架	冊	號
〇	一	類



內閣文庫		
番號	和	31081
冊數	11	(8)
函號	212	124



尚
81

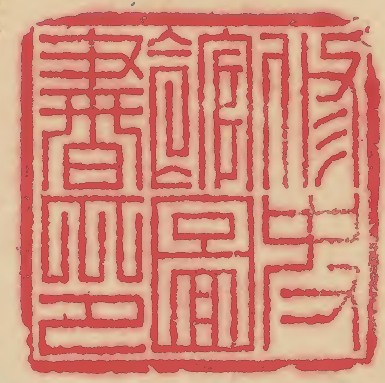
華乃靈

前篇

一

筆のいたま前篇卷之

田沼善一輯



⑨ 乗べくよそほへる馬其具の称ども障泥の事

原脊下鞍の事鞍ばね腹おび鐙の舌長半舌の
事いづを力革いひらの事洗革の考
年中行夏
後三年

小柴垣
應天門

始に引る画も年中行夏の中より出たり副居ッ人の
ふえはいたる衣烏帽子ふどの状見るべし此馬の



額子横よりたきる物を樓額モカダキといふその義も額子
 掛るよりあり伊勢氏の説四道筆子後子おもがいと
 云ハ此ぬのがきの事ありと云り耳の辺ワリより鑣クダの
 所オモツラより、まゐる物を鞆頭オモツラといふ其義も頰のよりり
 面を主オモツラと在るよりりて面連オモツラと云あり此おもづ
 を谷川氏クツバの言より後べーロ子はきたる物を鑣クツバといふ
 伊勢氏の言より後べーロ子はきたる物を鑣クツバといふ
 今くつはと云物あり其よりりつゝきて外子ある物
 を兼鞆ミツキといふ水のむ時水子付る義ありはこづい
 きよも右左をまけて云へり保元物語より左右のこ

つゝきむおがいと云り所々子取つきてと云へ
 り今より手綱を子執る綱の義ありそれを轡ウマとい
 ひ畧てハ又くつハとのこもいへりくつをこを今
 くつもと云子混ひべうウマと背のあもひ子敷
 たる物を櫛脊ウマと云おめの名を和名抄子も見え大
 平大滑と云名も今もあれと其もおめよて後子大
 と為たるより然も呼るおめべー故子和名抄子ハ
 大滑の称か一桃花菜葉の鞆具足事と云條子大滑
 紫華シキ、緑行キナとありて別子櫛脊の名か一鞍の下より
 幸、時用之とありて別子櫛脊の名か一鞍の下より
 腹の方より及べる物を鞆ウマといふ新撰字鏡子鞆ウマ之太
 久良

といひ和名抄に韉和名之良鞍韉也韉今按俗云韉之
短也と見えたり右古多く是の之着けて障泥を
用ぬ画多けむと必然のこゝて障泥を用ぬはあ
らば延喜式ふど其他も右古書に其名聞え大和物
語にハ立田山よやとぬ草のありよあふよを解
き敷て女を抱てふせり云々ふども見えたりこれ
と韉を主と用ひ又今の障泥の如くワルハシ美麗くして飾
と為し事ハ此画を始年中行事の画の中とも多
く又騎射の条に引る画かどのハ珠よ見るべくり
けり猶其外も多り又類聚周史七十九政理部一

延暦廿三年十二月壬戌鞍牛之為用在国切要負
重致遠其功實多如聞無頼之輩爭事驕侈尤剝斑擯
競用鞍韉云々とありふどもても能く知らず桃花
葉よ下鞍水豹竹豹小豹ともあり延喜式よ毛韉
鞞文韉ふどの名あるよて思へ右古後よて
公よて用らせたる物も大方同しゆよてあ
りんまよ桃花葉よ泥障伏輪華族人懸之見
え御幸及春日詣等之時用之行幸日地下前駟不指
泥障攝政乗用馬同不指泥障之由見玉葉とあり江
家次第よも御襟日の条の分注り故隆方朝臣云往

年先令^イ奏^イ御馬可差^イ泥障^イ由^イ近代不然とあり其字を
泥障と書れし和名抄^コハ唐韻を引て障泥と書
り西京雜記^コ玫瑰鞞以綠地錦為蔽泥といへるか
しをも思ふ^コ泥字下^コ在る方宜し又新撰字鏡^コ
ハ鞞を阿不利と訓たり腹^コ子^コう^コ、^コ、^コハ腹帶^コ子^コ
和名抄^コハ波良於比と見え新撰字鏡^コハ波呂比
と見え盛衰記^コあ^コじ後の書^コハはるびと見えたり
次^コふる後三年の画^コふるハあ^コぢや^コる^コあれを見るべ
し雄略天皇紀^コ射^コ大磐^コ宿祢^コ鞞^コ瓦^コ後橋^コといふ事あ
り今いふ後輪の事あり其前後をお^コこめてハく

らぬ^コ云り和名抄^コ鞞橋^コ一云鞞瓦^コ保^コ良^コとあり
其鞞橋の下方^コ垂たる端をくらづめといふ盛衰
記^コ四十二^コ鞞鞞^コツメノ浸^コル^コホト也とありさて和
名抄^コ周礼注^コ云鞞馬^コ大帶也^コ和名^コ字^コ波^コとあり物を
画^コ子^コよりて尋^コる^コ飾馬の画^コ子^コはらふ^コ大方用ひ
さりし物^コ子^コて別^コ子^コ作て腹帶の如く用たる^コあ^コら
ば賤き方^コ子^コ用ふ馬の腹帶^コハ^コる^コき物を用ひ美き
方^コ子^コはる^コ子^コも其表を美しく包^コる^コ如き製^コ子^コ志てその
包^コる^コの鞞^コと^コ同^コ意^コ子^コやあ^コく人物の具^コ子^コなる物有
こ^コしあり後三年の画^コの走る馬の鞞^コ布衣記^コあ

ふこハ白燈舌長むね（う）まて白桃花葉（こ）
燈舌長半舌と見えたる舌長あり其も猶飾抄ふど
よもこえて前条子引（こ）又雪見御幸上皇御
騎馬御靴といふ条子保安五年二月十日御馬栗毛
鏡地鞍組縁舌長燈近代物也豹切付不竹也連着鞞蘓芳綵
手綱等也江家次第臨時競馬の条子も燈常長舌とあ
る長舌と同一物也年中行夏の画あるも半舌あり
應天門の画ふるも半舌あり画を見て其称（こ）合せ
考て詳（こ）心得らる或書子舌長燈と云物も當（こ）
やげんの如く成るあり靴の當の時必舌長燈あり

云々と見えたれど必藥研の如くある（こ）らざるべ
き事（こ）あ（こ）び然る事ハ甚く後子定りたる事ある
べし燈をつふける革ハ燈鞞（こ）あり逆鞞（こ）と云も同一
物あり本も燈鞞逆鞞二（こ）れちまてあり（こ）を後子ハ
合て一子為たるあり今もカ皮とい（こ）ひカを名と
て呼り後三年の画の如きハ今の物子近（こ）しそハ軍
子用ふる子便（こ）しけしハ其方子成り来（こ）し子て年中
行夏の画あるも虎の皮と見ゆるハ後三年ふる状
子近（こ）し鞞も同一事子て虎の皮あらんと覺（こ）し後三
年の画のカ革（こ）子穴ありて金の爪出たる状あり是

ハウ〜くりの金物の尻をうけたる也其金物をさ
けると云定子刺けうねの義の名ありし伊勢氏云
れたり伊勢物語の歌に武藏鎧さけりまうけてし
詠るハ是あり此金物を又いづを金といふいづ緒
革う付巴ありいづ緒ハ此金を刺くる穴あ
るよりて去るあり穴をいつと云り今此金物を
ビチヨカ子ともヒドウカ子とも云ハ訛りあるあり
草食する馬のと應天門あると述一其幅廣きう古風
よてやうて右に鎧靴と云る物よて逆靴此下に重
り入て其を助る故に力革と云るありされど廣き

方あるは下に逆靴あるあり此廣き鎧靴を引包
縫ハ細き方の力革と呼方の状とあるあり桃花葉
葉に力皮赤貫^{スキリヤ}靴^カとありあど證と為へ一鎧靴を
外より縫着ける事あるをそを貫靴と云るあり心
に赤皮ありて其を力革と云るハ右に遠ハ其表
に豹皮よて作ける鎧靴ありてそれら轉て貫靴と
あきらみてそ古き事よて製法まやく二品あり
一あり延喜式四十八十九ウに洗革一張と云注に
結^レ鞅着^レ鞅接鞅貫靴鞅等科ともあり式の文を見て
ハ心得らばぬを葉葉に合せ見て其物と名のよ

も知らるる也太刀の尻鞆などの如く表に着て
カ革を裏に貫き貫鞆といふるあり今ハ其貫鞆
カ革の別もあくありて惣てカ革と云あり此画
鞆と鐙との間に少の物あり廣き中、あるも細
く為たる方も其出たる物の幅同じほども見ゆ是
そ逆鞆の端の餘りていもあつたところの所子
出たると知らる鞆の前輪の上より結るを和名
抄に鞆穿鞆橋皮也和名之とある是ありしけてを
保天保天
二三百年の昔塩を付けて持あるく事ありて初て
云出たる名ありと云事あるハ慢言ありさて右に

引たる式の文ある洗革と云をさらしたるのこ
て色あき韋オレカハあり又同書内匠寮式牛車一具とある
料物の内子洗革一枚木賊七両といへるもあり洗
革の鎧と云も白絲威などの如く白韋威あるあり
伊勢氏の洗革の記といふ書ありてそれハ保元
物語の異本に三人ノ君達各西ニ向テ手ヲ合セ礼
拜シケルゾ哀ナル是ヲ見テ五十餘人ノ兵モ皆袖
ヲソ儒シケル其中ニモ波多野カ緋威ノ鎧ノ袖ハ
洗革ニヤ成ヌラムト見エタリ是ハ泣ク涙ニテ緋
威ノ袖ヲ洗ヒハカシテ色ウスクナルベシト云意

也是ウス紅ノ革ヲ洗革ト云へバ如此云タルナリ
として桃花布アランマの事を證子引きたれど宜うらびあ
ぞめのあゝ濃コナカと云うゝよて有込ハあゝとの
云てあゝひとは云ひ洗革ニヤ成マランと云を甚
く云るよて白草シラカサニ成ヤせんし云るあり譬ハ甚く
喜る言子死シもくりられしと云ひ寒き時ニ切る、
程つめをしと云ふどの如し實ハ然る事有まじき
をいと甚く云るのこありさて西宮記ニは相撲長
並立合等着洗滌布抱ニといふ事あり洗ニもたくある
と云子借ニきものこよて済ニをあらひと云るよと

あらんよく思ハびも心得ニありめもはし

④狩衣の裾をこめて着たる状男の衣のあこめ
の事後三年無名

狩衣もその裾シを無て著る事世の常あり然るよ又
裾を袴の中ニ着くゝして紐を結る事ありそもつ
づまやうイテ装束ツつ時のまじありこゝに引画ニも後
三年の画ニ子て狩衣の裾を然着こめたるあり此事
心得ニげて見込ハ事もふき事ニあを怪ニもせらる
るあり書ニハ多く聞えぬと画ニハ少うニぬ物ニふ

り長き裾の物より引くくりあどせんハ煩あるべし
きむ然もあむべき事あり状の異あるに迷へう
ハ花管三代記に車副二人 平礼 垂尻 牛童 持楯 まゝ次雜
色 如木 垂尻 平礼 あど云り此類猶あり然ことより垂尻と
云るハ裾を着籠る事多くあれるく其も常の事
とありて垂る事を別てこととせれる者ありさて此
人のえほハ烏帽子こハ髻に結付て落ざらん
やうよ為たるあり猶画に折々見えたる状あり猶
年中行夏の画にも狩衣の裾を着こめたる画少う
らびあり春日驗記ある鷹 狩 の画の人の衣あども

同一そハ必狩衣ある事云 ほ ても無けども裾の出
ぬハ常に異みて疑ふを便に付て籠ても着ると
さとれぬ易く心得らるあり無名の画卷にあり
る人の馬よのりたる人の後よ付てともしたるあ
り二人ともハ狩衣あれど裾の方を垂さば袴にこ
めて着たり白きが方も菊とち付たる狩衣あり此
狩衣の裏に著たるハいとあまハ只きぬとのこ
云へる物にて中昔にありてハ女の表ぎの他裏に
着る衣を皆あこめと云へる其称の轉り及びて男
のうく着るをもあこめといへり此も女むく故

七ふく己らぐ衣の名と同一く是をあこめと云た
 るがひろびろびて遂に然云物とふれらるるべく覺
 申せ継物語殿上の花見の巻子長元四年九月廿五
 日女院住吉石清水よまうてさせ給ふ云云すはう
 のうり衣もうま同ト色のあこめ着た多召次とい
 ふ者十人つきたり車副青色のうり衣はうまよや
 ま吹のあこめを着てさふらふあどあり又さまく
 の喜の巻よも撰政とああこめの御ぞぬきて給え
 りと云へるありいと申す起ぬの事あり

此人舞人元
 中右記寛治五年三月八
 日有行幸月吉社中
 已時着御社頭御所
 御禊として分注し先昇
 立神宝次舞人引御馬又
 十月三月天晴有行幸
 稻荷祇園兩社とての
 ち御舞了後上り引
 舞人等進社頭先進舞
 殿二拜次誦宣命又二拜
 復本座次舞人廻御馬
 殿七次東遊了音楽三度
 乱聲振舞了下登とい
 臨幸祇園社中喜上宣命
 之後舞人廻御馬廻舞殿
 東遊音楽一同前社

前より出せる舞人の画は青摺衣の様あれと小く
 詳あらぬ所あり猶春日驗記小大く画るもありこ
 こより出はる如くつうりたる袴の状あども大あれ
 ち熟く見知るべくはうるとハ今袋の類の口を糸
 よてかくりて其糸は太き糸を通して締よひ履ん
 為るのあゝ其あゝをいひ又彼方此方と鋸の齒
 の如く糸をやりうくり付たるをも云へり 飴抄摺

〔一〕

青びりの衣はほやを付ふ事小忌衣といふ
 名のくし心葉の事斑衣の事村濃といふ衣つ
 がりたる袴摺袴

袴の條も同以公物着用之但下袴津賀利絲私用意
之云云○仁安二年十一月廿一日賀茂臨時之祭同
三年四月三日石清水臨時祭用公物但三乃下襲私
用意雖拜領襲袴不着之近年人々着狩袴云々津賀
利組私儲之青白二筋○仁平元年十一月廿五日或秘記
曰舞人隆長摺袴當色津賀利濃袴私儲之當色袴
見元照光記建仁二年三月廿六日春宮権亮定通
朝臣各摺袴諸院宮調進給隨身朽葉結深袴付藤童
玉ノツカリ錦腰等也紫結深付山吹あどもあり玉のつかりとハ緒子玉
を貫たるとてつゝさるあり新撰六帖の歌子巻

も又誰記て見よとあり袴ゆぬ露のつがりあり
らんとも詠り日本紀鎖をツカリとよみ和名抄
又鏢をかほがりとくゆるも義は同ト連ぬ片
くる義あり摺袴と云は袴の状異ふる事あり
非摺衣と云と同志其摺て美志くはるを以て称
と為たるあり玉海仁安二年五月五日の条今朝
自院藏人未催末十九日吉御幸習袴可調進之由
答了といふ事もありその習袴と云物ハなく摺袴
とある字を省きて書々字誤たるの中ふれハ猶
摺袴あり然摺て美志くはると珠其腰を美し

くはる事あはし聞えたり飾抄摺袴の条子依新制
摺袴腰可撤金銀珠玉事として仁安四年二月十二日
殿記曰皇后宮平野行啓摺袴各錦腰也凡驚人目過
例年^事襲袴多以紅五重七重許有之少々濃袴也及深
更光雅送書状曰錦腰金銀之類被止了早可撤又雜
色可有花者凡流可止也已以支度相違是國家之煩
款兼日无其儀如此甚不便也大臣仰曰兼曆上皇御
覽甚以優美也早可撤之由被仰於御前被撤金銀是
非其儀給之後撤以外事款大相國錦腰不可撤之由
被示兼曆不撤然而大臣殿猶錦字被載之旨被仰然

而不撤○同十三日行啓未明出立着装束自夜前泰
入之互俄金銀玉表差凡流錦腰可停止之由称稱院
宣大進光雅示遣仍忽撤之次組絲用令撤玉等錦腰
依大相國之教命不撤之兼曆雖被止金銀玉表差等
不撤錦腰云云と見ゆさて青摺ハ假字装束抄子あ
をびりハ狩衣のきり長き子山あめと云物して竹
きり子鳳凰をひりたり云云あはしり其ハ小忌
衣の事を云へるよて小忌衣ハ關掖の袍よして狩
衣子あはしぬを然云へるハ狩衣ハ肩を越まで袖の
本ハあはれ關掖の袍ハやくそれより下の方よてハ

ふれたる所合て肩の所も帯の如くつゞきたるが
異あるふれど袍をもよまで離せる如くしたるも
あるうゝふと同一物のやうに狩衣の云云と説へ
るあり狩衣より露あるを小忌衣ハ闕掖と同一く
て露あきも違へまじ裁縫の体似たるを以て雅亮
のとあらび其の人の然云へるあり後世の闕
掖ハ前後とも裾の長記事狩衣より倍て下の闕め
ハ袖のまゝよて終に狩衣ハ肩の上を越て後よま
で及べり昔の闕掖ハ袖の部より至ても猶闕て有
から然云へるあり次將裝束抄五節の条辰日節會

といふとあろよ冠 垂纓日德有心葉 小忌袍 白布以
右方付赤紐身袖 如狩衣尾均下襲 とあり袍 しころハ闕掖袍ふれ
をありされハ飾抄下よは諸司小忌として建曆度
予見之麻布廉惡物也四幅として分注身二幅袖尤
右各一幅凡四幅也以紙捻閉之として本文より前方兩
方引合排帶前方自左方引融上手也今度通氏朝臣
白布美麗也如形摺之或後方自帶下引融籠三角中
云云といえ大嘗會若豊明節會小忌袍として着次第
只如闕掖以袍替小忌許也雖非衛府至小忌闕掖也
とあり袍あり事志るべし替小忌許也とあり所の

自注子今案下襲尾廣小忌尾狹面疊成方引寄テ折
之懸後尾折日本頗右ノ方へ引出令小忌多見也と
あり又右の諸司小忌と云ことハ次將裝束抄五節
之間と云条の丑日の下の注子卷纓終縫腋丸柄帶
細釵時壺弓著小忌之人袍上著小忌小忌帶前後各
押入諸司小忌
トテ不法ノ物也以紙捻用之とあり不法といへるハそレ色
よて其レと為るハ諸書子見えたる如く兩腋の
袍よて不法ありとひる物も方領子て腋のさけ
たる事ヤハ將衣の如くある物を云と覚えたり其
ハ後の裝束抄とも子圖を出せるものあり然る子

然方領あるも古の小忌子近きあり襖の如くよて
そ古子ハ合子ふべき小忌ハ將衣の体の物とひきど
も然の子定子多子をあるレバ小忌の兩腋の袍こそ
ハ將衣と体似たれど又縫腋の小忌もあるあるハ
あけても似ざるあり尾長の條子引て云へるをも
見るレ飾抄下子小忌事とて注へるハ或私の小
忌あるレと云へる如くて將衣の状子似たるふ
り其文ハ其体如飲腋但身一幅也用將衣寸法但前
尾如缺腋也白布
フ粉張ニシテ摺レ之後子望ク也○摺様
形木文小草梅
柳木巖雉蝶小
無レ裏單也無レ披手本縫越之也
也鳥等
○續飯ヲ裹布形木上ヲ叩テ布ヲ面ノ上ニノ

押付ラ覆物踏之其後形ノ上ニ山藍ヲ葉許取集テ
摺之木ニテ以墨硯ヲ摺様ニ摺也朽墨吉ト云云無
山藍時用麥葉目波志木云云頸帛蝶小鳥小草許摺
之身後長五摺之長或三同前三長摺之下臈不摺袖合
上自前後摺之或懸縫目摺之或大袖とあり其三字
の長字皆蝶款と傍書あり又鈔抄舞人とある次子
小忌付赤とて小忌文竹桐夏不堂冬堂之故實多者
着拜領小忌款但年少之人或私調之着用云云赤紐
用公物とあり是己子出せり立樂の画ある青摺と
攷の事全く合へる呂あり延喜大嘗祭式ノ小齋親

王以下皆青摺祀五位以上紅垂紐浅深相副自餘皆結紐
云云あど見え猶青摺衫青摺布衫青摺調布衫ふど
の称同書子見えたり衫と称へる方ハ青摺子ハあ
れとも其中の袍とこけて云へるコト方領の衣と
聞えたり貞觀儀式子大嘗會儀中子次神服男七
十二人著青摺布衫並日蔭纒各執酒柏云々とあり
江家次第石清水臨時祭の条子分取装束事とあり
て分注子装束舞人竹文青摺袍蒲萄下襲地摺袴陪
從子桜桐文青摺袍柳色下襲合大口赤紐半臂緒引帶
等各附付之云云ともありコト同途中以後事と云

糸子舞人、地摺青摺引帶鹿皮、尻鞘、野劔陪後、指貫、上
拵、引帶とありて抄子地摺を表袴を指て云よ
子注ひ拵摺を袍ありと注へり又新嘗祭の條子も
亥、剋王卿以下各起座、向_レ神殿着_レ劔之人、於_レ便所暫_レ解_レ
後事於_レ神殿南、幔門外、洗手所司笏者猶持、到役時摺
之着_レ小忌衣、舟日蔭、藪等、列立御棚、東邊と見え一條
禪閣の花鳥餘情、漣標卷子十列とは東遊の舞人十
人馬に乗て装束を青けりとよ物を着て神社の
行幸、閑白の賀茂春日詣ふとよめ、く、く、社頭
て求子ぶじ舞て其後馬場にて馬をははらふ事あり

よの常え左近の官人是をつとむハ幡臨時の祭か
じ、殿上の雲客舞人たり源氏君任吉詣も祭人
十つをく、給へるある、く、く、云ひ助無智秘抄
辰日節會の條子宰相ハ、タツクシノ小忌ヲキテ參
ル近衛司ハウラニ合アハズヲ云ハズニナラニヲ
キテ參ル小忌ノレタニハ常ノ束帶ノアコメノカ
サナリタルヲキルとあり平緒も小忌の時のみ殊
あり飾抄子白地平緒劔、装束、藍革稱_レ小忌、平緒、着_レ小忌之
時用之、繡桐竹若小草等、云云是_レ小忌、文也○平治或
秘記、日大嘗會辰日著_レ小忌、平緒、依_レ無_レ其實用、紺地、人

人皆如此或用終抑小忌平緒者白縫小忌欣今度所
 不見及也あぢありさて右の中子引きたる式の紅
 糸紐ハ已子出せる画の立樂の條子も云へるがあ
 るを是子合と見るへ、一浅淡と云も濃き色あると
 薄色あるとを並へ用ふるよて飾抄子赤紐濃打並
 蕪芳打也細帖也仁平三年十一月十九日豊明兼長
 卿着小忌赤組着左右祖舞人也 ○平治或秘記曰赤
 組濃打並蕪芳打也有下繪押貝或只所々押貝許或
 又羅用縫物付右手本舞人赤組者付左小忌者付右
也手本縫目上付之前自二針
有引貫其便ま小忌組付赤といふ條の中子仁平元年十

一月廿五日秘記曰臨時祭舞人隆長將青摺私調之
 當色頸紙不合期故也赤紐有螺着花ともあり枕草
 子子小兵衛としふがあつひものときけた多を是を
 結む、やと云へむ實方の中将よりてつくろふ子
 だゝあゝむ足引の山るの水の氷進るをいりある
 紐のとくるあるらんと云ひかく清少納言小兵衛
 子かまうてしひこけりあは子むひる紐あれむ
 かざひ日ヶげ子ゆるぶはくりをとり事もある
 兼久四年百首俊頼朝臣の歌子目りけしをみの
 赤ひも打とけて立ちふ人をまてはやひありと詠

夫木集ある経信の歌子「忘れやうさ」の花の夕
ハ元もあらしもかけしをこの姿ハと詠るも有り
其俊頼朝臣の歌ハ散木集にも見えて其ハ立すふ
人をちてはやひッあつあつ一本ハ立すふ袖
とあり一條兼良公の大嘗會の御抄より書モ子赤
紐と云て紗を疊みてあふむむひびを泥繪あじ
書て右の肩子二筋つくる事有云云とあり伊勢主
の説ハあふむむひびをあハびむひひの事あり文
明の比までも如此あり結ノしたるをむひえひ
してニッ打ッ子組む事ノあり志モいつの比ヨリ始リ

々ん詳あらびと云きたる猶小忌衣の事を雅亮装束抄ノ其レ青くて梅雉をひるうんたらめ殿上人五せらのちちゑの日大嘗會あじ蔵人まで記るもんびをきつ白茅あこめひとく白キ汗トあじよてあるあり尾ヲ是もひとあふれハまひ人のやうノ志ノぐさねの志ノもちつくるかり是ハ赤紐あり是ハ右のノの上ノもふるをもちつけてうッる前ヲさげて後ハまきよとぢたるが善きありと云ひ頭書ノ仰ノ云云をハまこども衣の名ノあッびむねと神事ノあはらるを小齋

といひつぎあつたを大斎より小扱大斎をつねの束
帯よて小忌の人を青摺を着るありさてこそ青摺
を小斎の衣と云てつひに夜の名の如くありこし
ありたりとあり其ごとく小忌ハ小忌に奉仕する人
の目ある事諸書に見えたり江家次第も子為小
忌者著父上治登例也寛治成禪不着ともあり顯昭
が拾遺抄の注よも神令食大嘗會ナドニハ人々ラ
書集テ有御トクレニアタリタル人ヲナニニアッ
ルトハ云ナリ其ヲ小忌ノ殿上人トハ云ナリ小忌
ニアタラヌ人ヲハ大忌ト云ナリとありす江次

第大嘗會の条に伴佐伯宿称率門部者青摺南門外
設庭燎時剋主殿寮供御浴己時大忌酉時小忌○式云項年唯
供大忌不供小忌新式云小忌於廻立殿供之といひ
中右記寛治元年十一月十九日次上卿列立庭中
是小忌上卿許候列左大臣兩大将新源大納言雅九
衛門督家新宰相公近衛次將
皆悉此中悠紀主基固司次將依相其標山着船尋常
小忌用平胡蘇螺鈿野斂人五位虎浅沓隨身壺殿上人
靴皆悉道良朝臣次家御裏鳳華上連部次將不無鈴
一人着大忌相寄不着小忌也
奏並警蹕大将不被仰御綱といひ廿一日敦家朝
臣夜前昇殿着大忌而為悠紀國司不着小忌事如何
とあり其小忌の名がやがて衣の名とありて衣を

小忌との云を後ハ常とあり代始和抄ハ小忌と云ハ神事の衣服あり白き布をりて山藍と云草よてか木を摺物あり大方狩衣の如ク赤紐と云て紗をたくみてあふみむひをて泥繪をど書て右の肩ハ二筋とち付る事あり又日影の鬘といふハ白き糸をあまきよて左右ハひち或ハ十二筋ふど冠の左右の角ハまといて垂ることあり是ハ蘿といふ草をハひりげ草といふ神代ハ此草を鬘こしたる事日本紀に見えたりさぐりこくく云ふ物あり是草木ふどハ清浄ふら子依て神

事の飾ヨ用る心あり是ハ又心葉といひて梅の枝の四寸ハくりあを糸よてむきひて日影の鬘よつく事あり半臂下襲ふど常の如ク小忌の平緒ハ白地ハ繡あるをいふこの小忌ハ私ヨ用意して著ゆるあり国司を兼たる次将衛府の佐ふど是を用ふ其外ハ諸司の小忌出納の小忌といひてかこの如く布ハ青摺したる物ありそれをハ只袍の上ヨ打うけて着ゆるあり何れも山藍よてすむる物ありと臨時祭の舞人の着ゆるをハ青摺と名つけ大嘗會の時ハ小忌と云ふあり小忌青摺同ト

こゝとあれと裁縫のやうはなはせざるありて青摺
ハ散本集の歌子引り夜ほやのあめひりたるうへ
てあけのゆひひも結び志でたりと云歌ぞ其もの
を考へ知るべきより所子ハあり老る寄生と今つ
ぬ子やとり木とも云ふあるものみして先其生へ
るを打見たる所より志て色いとあをく山里など
の木立多き所子ある物あれむ然も名付たるあり
後世やま藍といふ物も主と漢名を透骨草といふ
あり物をさし事子て其名廣大和本草子見元たり
先達も其を右の山藍ありと思へる説あり其物を

今紀伊國より出して葉子縹文ありて藍子似たり
い云り又山あめひりを夢の葉の青きとて摺り又
ゆふひ氏と云物の葉よてはる事ありて然る物子
て摺るる法ぞと思へる事ありハ正しき事あらひ
便ある方よ付て然も為たるよて右を寄生を主と
用ひてそを山藍と云るるが次子引枕草子の文ふ
るも合せ見ると又山藍をやまめと云る事あり
その別よ云へり惣てあるとてくれあめうゝあめ
あど赤き色の上よも云如く青き色子のうらぎら
て深る子用ふべき色の物を云へり山は多くて深

るよ用る物ふる故よ山藍し云異名も付たり々々
あり枕草子ふまめうしに物糸よ山ある日うけ
あぢやふい管よ入てううううううをのこども
持てありくとあまも寄生^{ホヤ}を管よ入て摺る料よ持
行あり山あめよて摺たる物をとてありくありと
思へる注あぢいひう事よて取べううう拾遺集ふ
る臨時祭の形をうける画をよめる歌よあし引の
山ありひれる衣をば神よつりふる志るーと思え
んとあふ山あも同ト物よてそいおといふ言よあ
まゆみひぐまあれがあを畧きて山ると云るあり

新撰六帖霜月の歌よ「霜さゆるうまの河原よ駒か
へて道行ひりの山あめり神と云るもあり道行ひ
りと云よ摺る事をうけたり猶小忌衣を詠る歌ハ
新勅撰神祇の歌よ賀茂臨時祭をよし侍る法成
寺入道前摂政太政大臣「いふあれハのさし」の花ハ
春ありをこの衣よ霜の置らん堀川次郎百首石
清水臨時祭仲實「男山うう」の花も春あれハを
の衣もハあるううか又新勅撰神祇臨時祭還立
の御神樂をよし侍る兵部卿成實「立っへる雲井
の月さるんそへて庭火うつろふ山あひの袖あぢ

十甲丁枝倍比等乃
万大良夫須麻尔和
多佐波尔

あり猶摺衣赤紐あどの事ハ古事記高津宮の段子
服下着紅紐青摺衣故とある所の傳注は是たる説い
とくハ一々れむ其を見てよく心得らるべしそこ
よ云れたる事ハ今ころハ云ぬも多うり摺衣の
事ハ猶下の童の様と云条よ云をも合せ見よ又聖
戒画調ようる衣者たる人もあり(圖)猶此類
古画よ少くは是を万葉集の歌よ吉備人のまゝ
らごろもとよこ又まづらふはまゝと云る物ハ
あり延喜式よも斑幔あど云物見え江家次第元日
宴會の條よ左近陣座南庭中央東西行曳斑幔二條

といひ同殿西廂板敷南西二面張斑幔とあるふど
の類猶見えたりあるハ同類の物ありをも摺衣と
ろうせる物ありまゝと云言を梵語ありと
思へるハいとをちあきひが事ありまづハ右よ
引るりどろっひと云とどろと同トく和名抄よ辨
牛保之万太良あど云るまづとも同ト事よて其
を同書よ聽青白雜毛馬日本紀私記云美太良乎の
字万とある方々元あり其いたるハ乱色と云々如
く毛色の一様あらで乱色見ゆるよしあり日本紀
よ文身とあるりとろけふども同ト其けと云ハ然

物語書にも見え又軍書の中にも見えて少くも
名あり

① 〇のこき御さま。袍の名所直衣引るへ引帯
縫掖。鬘。腋。襖。と書事。小袍。小忌衣。狩衣直衣。
細纓。履。深履。遠文。遠葵。重菱。四菱。方領。盤領。袍の
名所。三重禪。藻。花。つゆの紋。裾の事。笏の事。
装束の事種々。前駈御前の事。下臈前。在る事

無名 春日別卷 應天

此段の始なる、無名の画卷に出たる所にて袍著

て馬に乗る様あり。中昔の書も多く見えた。前
駈と云者。是あり。是より車。の先。同装。て。四
人行く。さま。画。此。前。駈。東。帶。あり。七
衣冠。あり。も。布衣。あり。も。あり。事。あり。中。右。記。寛。治。四
年。七。月。三。日。入。夜。摂。政。殿。初。渡。御。六。條。水。閣。寢。殿。先
日。渡。御。東。廊。也。仍。自。東。門。入。御。西。門。御。車。檣。榭。北。政。所
同。車。前。駈。歩。行。殿。下。衣。冠。〇。〇。五。年。十。月。十。五。日。子。今
日。後。三。條。院。四。宮。御。禊。唐。崎。中。畧。殿。上。人。諸。大。夫。十。余
許。前。駈。皆。布。衣。〇。〇。五。年。十。二。月。十。六。日。子。今。夜。陽。明
門。院。蚤。々。入。内。前。駈。衣。冠。〇。〇。嘉。保。元。年。三。月。九。日

殿下有^二関白讓事^一といふ条^一殿上人五六輩著衣冠
前^{セリ}駢云云と云へ^二婚記久安四年八月五日^一子已剋詣
大原野^{衣冠}親一人^{網代車前駢布衣但憲}といひ又六年正
月一日子親隆朝臣猶来^{来仍以職事散位憲親}今日
駢^前とあり成恩寺関白紀應永十七年八月十九日子
自の上を^さる^されたる子出門步行泰内少将忠行
在共前駢二人とありて分注子秀賢周長衣冠下結
着半靴と云へり又花營三代記子前駢四人^{衣冠下}
駢^先為^あどもあり下^先駢を^先子^はる^ハ主とあり又後
よあれ^ハ其主の方子^近く^{より}て上^先駢の^者の^行く

あり此事古き式より前駢の事のみありび行く
ときのつゝの礼あり中右記寛治六年十月三日の
条子日吉社子御幸の事を記して次公卿^{下駢}見如例と
いひ嘉保元年三月八日の条子先着督長寺二行前
行次頭次檢非違使以下^先駢為^先人々^{走車馬}遮^{道路}
又以見物式折車軸或飛鳥帽已多及耻辱者ふども
ありことごとく聞えた多事よて今も事よ^りてハ
前子立こととの^を尊^はん^さる^意ハ一有らまほし
き事あり猶江家次第新嘗祭の條子次将等立直王
卿前行^{下駢}為^先ともいひ建礼門行幸の條子次入^御

璽次將閉葦戸退下比間左右近衛閉兼明門公卿為

先下臈前行出自兼明門東扉若可被出九扉歟と云

あり此文印本と脱た多字あるを今二種の写本を

合セ校て引たり又賀茂詣の條より次主人馬十匹

として分注し舞人乗之上臈為工但路頭下臈為先と

見え右清水御幸儀より次走馬十足舞人乗之上臈

列下臈為先但路次行とあり是等も筆の序ふれ云置ありさて

其後世より前駈と云者を古くも御すといへる

り空穗物語國謀下より御ともは御前六人御馬副

六人御前二人も四位二人も五位二人もやんごと

ふ死つらさある六位御隨身四人ざりた六人さ

うぞく白きろくのさぬきあを露草してらび

りよりすうて白き綾のうらぎ青馬御ともの人

はどめてさあくの志ろあを品々よ着たり中納言

そ赤色のおり物の襖よび色の指ぬき綾のらいぬ

りのうち知あゝ馬御前二人ハ緒とれりとありら

うびりと乱摺と云事よて忍摺し乱といふふど

と同ト乱をらと云も乱がいしきを物語書の言

し常よりららがはしたいへるよてし知べしたて

右の文より緒とれりと云へるハ六位あどの御前と

云々然る事一た多あるべし又四位二人五位二人
といへるも當時さう様ありしよりて云へる也
中右記寛治五年正月十六日節會也といふ条は騎
馬前駟八人として人の名を注し皆五位ありとこし
記せり今昔物語にも可然し上達部殿上人御
前共ヲ召テ文ヲ作ラセナトノとあるも道行時
云といたうへるが如くあれど御前侍ふより
て然呼ぶ稱めて意ハ同一なり大鏡には車子装束
セヨ御前催セト仰ラレハ云々とあり但し前駟
と御前とを別ていへるがあるは古名ハ皆おまへ

と云へる中より馬に乗て前を行を前駟と主
近く行を御前と云はけたるあり丸木弓の条は引
る中右記の文あるもの如き是あり中右記寛治
八年正月五日の条は今日上皇為御覽雪有御幸東
河原辺前駟或直衣或布衣上卿故實礼節事の條は
於路次逢者共垂簾僮僕令下馬下臈先留車上臈次
留之相互動簾之由也後上臈過其前○今案是同官
之儀欣假令大臣逢納言者大臣只過之下前納言留
車下僮納言逢參議之時又如此大中納言逢者大中
納言留車大納言聊留車則可過欣參議以下逢大臣

者放^レ牛立^レ榻^成不^レといひ管見記永享五年正月三日
子午刻罷^レ向陣家者束帶^有致^巡方^帶銜^鈔紺^前駟^一
人^親雜色四人召具之^ふども見え康富記宝徳二年
七月五日^子將軍泰内の事扈從公卿の事ふどを記
一地下前駟として左右大夫修理大夫越中守丹後
守ふど合て十人の名を書し以上十人倭鞍総鞆各
馬総自^二公方^一被借下とあり助無智秘抄にもモトホ
レマキエノ夕チマロトモノオビ馬ニノリテムカ
フ尊者ノセムクウシテカへんともあるふどにおよ
へを後よセンクといひ又それをかまうてセンク

ウと云へるあり此画の御前の馬あるも康富記ふ
ると同く総鞆ありさて後よ出せるハまゝ競の
画子出たる所の袍著たる人の状あり其纓も細纓
ありもきたるもくつあり今常よくつと云物も和
名抄に木履紀具都とある物ありくつふるハ同書
子麻^ヤ日履^ヤ革日履和名並久豆用^ヤ鞆^字とある物の類
あり無名の画卷ある方の馬の鐙の所も黒く見え
たるハあめよて其上の方よりて赤く少し見え
たるハ下鞍あり足よハきたるハ深履也深履の事
ハ序ある所よ云べし馬の口よ付る男の衣の紋も

装束のうへよて遠菱といへり是を多く付たるを
重菱シゲと云り銚抄シラシの袖の条シラシ單衣ヒラカ紅單文年少之人
唯心院殿装束抄シラシの表シラシ白綾御紋シラシ小葵裏アサヒ遠菱云云
どあるも遠菱といへり状シラシの間ある菱の紋シラシ云
へるあり此遠字を心得ありて私シラシ違と改たる本
も有きどしが事あり重くあると遠くハふちてつ
けたるもよて稱の別あるあり又此菱を可シラシ付
る事とあり其シラシ對へてかゝるをハ四菱といへり
其も同書シラシの四菱組シラシ但シラシ近代此切シラシ大帷子ノ衿袖
ニ付云々あると云事もあり衣冠着用図シラシハ菱の次

第年齢シラシ而重菱遠菱也○損家、裾夏遠菱ハ中年以後
也壮年ハ重菱也と云事を見えたり海人藻芥シラシは
表ノ袴ノ紋ハ大紋多分通物也袖ノ紋ハ千ヒサク
遠文ニ織タルカ好ナリ其モ人ノ所意ニ隨フベシ
アナガキ定レル分ハ不可有之也とあり遠菱シラシ遠
紋も遠と云へるハ同ト事ありさて貴人の正シラシ一
衣著る事と雅亮装束抄シラシ云て夏冬おあり事あり
冬シラシのよは半臂つねハ無シラシ一シラシアキ阿けシラシハ冬シラシをりり
と見えたり是ハ袍シラシを指て云へるありうシラシの起ぬ
も和名抄シラシの袍シラシ著シラシ襦シラシ之シラシ袷衣也シラシ和名字倍と見えたり
乃岐沼

物子て正しくよそほし時衣の衣の名あり今昔物
語廿九の一語子檢非違使云云上総ノ判官○ト
云ケル人冠ニテ青色ノ表ノ衣ヲ着テ調度員テ云
云いセ物語子うへのきぬをあひて手つうらは
りルリ云云世継殿上花見子あろハ直衣うへの記
ぬあまははうりきぬ装束いひやろかふふきよを
り物打もの子しきぬひのふど心をよめてたく
をふし〜みゆるほども中右記寛治二年正月十九
日初有行幸院大炊殿しいふ条子今日上皇御装束
青色御表衣仍供奉行幸藏人寺俄著取之○摂政殿

赤色御表衣櫻織物下重といひ同五年三月十六日
子又人々装束○公卿殿上人直衣文人上衣冠也此
中或有束帯之輩也と見え長門本平家物語七子泰
親院御所法住寺殿へ参りきる子云云雷火子上の
衣の袖ハうりハやけよきれども云々ふどもあり
さし和名抄よ袍の次子縫掖とあげ其次子缺掖と
奉たれむ様々あるらあり如く子思はるれど實ハ
袍といふ物一品よて其中子縫掖缺掖の別ちあり
て缺掖ハすそ子襦ふくひその方つゝうん將衣ふ
どの如く前と後と子垂たり只うへのれぬと云物

る縫掖の袍の事よて其を殊にまはハハのうへの
きぬと云ハ缺掖と云子對へて云とまの名あり猶
其まはハハの袍を益鏡はととほハハの袍といひ
助無智秘抄ふも御劔ノヤクノ近衛司モトホシニ
マキエノタチナリあじい後照念院殿装束抄よ
ハ衣笠内大臣命云普賢寺殿ハマトハシト被仰キ
云云と見えたり音の通ふまハ然云へるありさ
て其名どしの事を云ハ今袴と云ハ常の袴の事
ふるを長袴といふ名子對へてハ半袴と云ハ羽織
といふハ中子野羽織ふつさ記羽織と云ハ有て其

子對へてハ常の羽織を丸羽織といふハ是袴と半
袴と二種あり羽織と丸羽織と二種あるハ如く聞
ゆるハ如ハ袍をうへのきぬともまはハハのうへの
のきぬともいふあれハ右子云と同一く物まハ
ありさて中右記寛治二年七月廿六日の條ハ大夫
将監藤頭綱取之先奏了とある之先の間の分注子
昭嗣平胡録野劔尾鞘也可朝如何とあり闕掖と書
くべき字ハカハハハ其称のまハハハ子書くるあり
又其段の末ハ右近中将仲實朝臣少将有家朝臣已
上二人着縫掖自餘次将股闕也ともあり其他ハ所

所子服圖と書たり其縫腕の字ハ縫掖と事ハうは
らねハそれよてすははしと訓すは心く書々るふ
れとそハ言のやゝある子とあゝびよて装束の書
子缺掖をもたゝ袍として圖をあけ或ハ缺掖をハ圖
を出さぬ書あどあれハすきゝハゝゝゝハ心得も
以てき事あり思ひ誤るべうらび立樂の糸ある者
摺の衣あども缺掖あり後世の書子出たる小忌の
青摺の衣の圖も尤右あきてハあれど領を方領子
画り後世誤て然製るもや實ハ全くその体缺掖の
胞あれむ盤領よして領の状常の袍の如くありそ

ハ春日駭記の画の如く後長く前短く後世の圖の
前後同トあがふあるハ甚きいがものあり更よよ
り所とはべゝゝハ實を誤るあり方領とハ直垂ふ
どの如くて小袖の領の如く合ふあり盤領とハ袍
の如くえりの膝の下をわゝきまふり甚殊ある物
ありこのの画あるハ年中行夏の画子出たるよて
すははしゝの袍きたるあり襦もこハき子張出は物
て柔きあり袍を袍よしてハ小くハ同ト画の中子
も是より袖大あるも有よて思へむ是らハおとふ
しき様子装へるあり後子立たる二人り衣ハ袴衣

あり此人の袍よりくくふれ、其も又いとまき、神の
状小きくして次に出た画の松明持てる、春日験
記に出たるより、缺掖の袍あり此人初位の人とこ
申初位ハ浅縹あざなの袍を記するあり、此色子合へり前の
赤きものハ平緒あり、此缺掖ふど、下よりゆるり所
の之切きて肩より近き所ハ皆付り麻良競の画ある
も然あり春日験記の中青摺のこきあげを着たる
よハやと上の方くびより近き所まで切きたるあり
同品よりして小の違あるあり、さて衣服令よりして
考るより文官の人の着る表衣を袍と云ひ武官の人

の表衣を襖と云あり、其襖も即、缺掖の袍あり、装束
の書より襖の事を心得て慢ふる事を云へるがあ
れば心得てまじふべし、今昔物語廿四の一語
冠ニテ襖著タル人ノ長ハ上ノ垂木近ノ有ルカ云
々あり、寛永御即位の記より大将代の関掖を着
中將代少將代の襖を着たる事あり、衽襦の条より引
か如し其襖ハ関掖と別て云へれば袍あり、ぬ襖の
如く覚ゆれば其人必冠著たるらん、常の襖着べ
くもあし、記者のよく心得てあり、記せらる
やあし、装束の圖どもも襖をいと大きくせり、

されど古より皆然なる事ハあらばして禰の名ハ
上より引ルル和名抄にも著禰之袷衣といひ右事談
六子犬御直衣ノラムヲクハ奉引留ケレハ云云
おどもありさて後世のもの、禰のた、ゆも左右
より出ハる處をアリサキといひり禰の出る所喉を
めぐる所をクビカといふ其名ハ飾抄小忌の条
より仁安三年四月二日石清水臨時祭故殿著拜領、小
忌給也但頸紙ヲ指改ト云云〇仁平元年十一月廿五
日秘記曰臨時祭舞人隆長將青摺私調之當色頸紙
不合期故也赤紐有螺鈿著尤し之元鞭の条子乘和鞍

之時用蒔繪鞭用平文之鞍時猶用蒔繪鞭無難次舞
人用藤卷鞭馳馬故次打任テハ鞭令指舍人腰而平
礼出衣舍人令指狩衣頸紙高官高位之人強依不持
鞭如此次永享九年十一月廿一日行幸記子御馬下
臈御隨身一二の座御馬の口を張副舍人御馬の口
より付御厩舍人鞭をくひらみよさして御馬の左の
方より付居飼御くる覆を肩より掛く御馬の左の方布
衣侍十人御馬の左右よりあやむ云云おどもいひり其
所を狩衣よても然いひり長門本平家物語十五より
狩衣のくびうととおぼしき處よりあつのをぶまき

今昔廿八ノ曾祿好定
ク狩衣著たるを云々
シヤ衣ノ頸ヲ取テ引立
ヨト行ヒ給ヘバ

のハ、針をさしてりりとあるが如く右の舎人
等々著たるも狩衣にて其くひ上とおほえたり前
の合せりを右の肩より引く處にてかけ止るふ
り様ハ異あれどいとも常の雨衣のくびのうら
らみて掛止るふと意似へり其あまぎぬ即盤領
あり盤領の衣ハ惣て然ぶよりせざれば著られじ
今その袍の上より付け置きて掛る料の玉の如
き物を蜻蛉といひそれを掛べき下ぐらある物を
うけをと云ありさて胸と袖との界目ある事小袖
と同しく其縫目より袖口までの間は縫

目あり其縫目より胸よりさる方を奥袖といひ手
くびより引く方を袖といひ江家次第叙位條
北進とある分書より先、膝袖、摩御簾之程とあり袍
をたぐみて平置とき後の腰の上は袋の如くあ
まりて出る所あり其を池戸衣と云枕草子との
みひらきより引くこえて云々と云ひ女のつぼさう
ぞくおどよハあつてたぐ引くこえたる云云おど
見えて元ハふくだむ意の言あり次將装束抄子安
元々年衆徒叅陣次將帶弓箭維成ハコヘウヘニ
負矢人感之云云ハ警固といふ下ニ不撤弔弓箭

直衣警固之時釵緒胡錄緒皆ハコエノ下ヨリ結之
 也ともあり襦より袖の本ヲ至るほとこの直くある
 所をのほりと云是等の名ハやうく日云いてたる
 ありさて是を後ハ袍と字音子云グ常の如くか
 めれどそいと俗たり今昔物語廿三の十五語
 子本著タリフル表ノ衣指貫ニハ血ノ付タルヲ
 た江家次第第七日の条の分注ハ此日ニ省丞表衣
 襦放紐亦どもあれハ袍と書るも然書るも同く
 心得て訓べしさて其紐ハ抄子右ハ襦有入紐と見
 えたる物にて一条禪窟の北ハ已く此紐無くあれ

今昔物語廿八の四語皆
 紐解テ襦表衣ヲ脱下
 テ云々有ハ限リ皆襦
 襦表ノ衣ヲ皆脱カテ
 シテ云々何テ帝王手御
 マス王宮ノ内ニテ紐ヲ解キ
 褌ヲハ狂ヒ可貴キ云々
 然カ紐ヲ解キ腰カラミ
 シテ狂ヒ云々

りと知らむたり強くあれり比し其事も止る子歛
 朝野群載装束進退傳の中子襦紐付黒色ともあり
 さて入紐ハ又古今集も入ひもの同ト心とあり
 六帖も草枕むらふとせしよひくハとけさる
 さやハ下の入紐と見えたりされとも右子云ふ
 めるとハ同トくぬよや考べしさて又小袍と云
 ものあり彼の端袖ふく袖を二幅子したる衣あり
 天皇御元服の時御加冠の人あじ是を著るあり伊
 勢王の説子御元服の時のこハあはで常也御髻
 子参る人を御袿ウヅの人といひてそハ小袍を装束の

りて思ふ古製の全く廢して今のもの昔のもの
違ふところの作者の誤るべし服色図解衣冠
着用圖唯心院殿装束抄常用装束抄あどよらうて
見多し直衣の圖あり必あるべき衣はして無え其
事を云んと爲す然るべき據なき故して古の製は
やく廢きたるよ因て然らあるあるべしことよ善
一熟く考ふるに袍は朝庭よ大禮ある時よも著る衣
よて其衣きてハ冠をうふる事よも重紀物あり直
衣ハかゝる貴人の家よ居るよも常よ著る服ハ
是を著てハえはしをもかゝるやハ取らぬ服

の如くあれとも心を袍と殊よてうけつゝぬ衣
ありあはし伊勢物語に父よあはし人よて云々と
云る直よてたゞと云ひ常と云が如し今昔物語十
六の五語に仏師ハ直キ道ヨリ行ク郎等ハ近キ道
ヨリ前ニ立ラ云々林ノ中ニ待立ツ志を衣を御ぞ
と云ふぞ同小此衣をあはしと云と今継上下と
云物を平服と云と似た意あり袍ハ右よし云る
如くいとうけぱりた多衣あり直衣をうけはしぬ
うあくの服あり空穗物語團ゆぐり下は右の大殿
よ忍びて直衣姿よて物ハ給へ聞ゆべき事ふんあ

ると聞え給へむ云云と云事もあり然忍むべくい
てたつよも着るべき衣あるを思心一枕草子有る
た泥物の条よあね一のうらよほらうらびたえび
着たる君たう六位の藏人のあを色あぢ着て云云
と見え後醍醐天皇の日中行夏よも臺盤をていを
のに法もそのあさけぞくを改む藏人よりよをり
てうらうらまある御倚子のおほひをとりて棹のほ
ましく日給かの事あり袋よ入たるふだをとり出し
てりとのまよよかちびつのもをよたの袋はた
うてあむのりたよ志くあすの三段よ名の下よお

いたる加えをはかちりいと云その紙よ名の下よ
まよりた多ものをぞ日をうく午と未ともあ
あり宿したるをバその傍よ夕とらく藏人是をの
とむるあり此後とのあひぐさの人殿上よのをま
以云云とあり此日給の簡殿上の間と云所よある
あり昇殿をゆりたる人て此簡よ名をうらうらよ
よりて昇殿をゆりたる事を仙藉をゆると云あり
是ハ序あれむ云ありして毎日此日給の簡を取出
して立る後ハものあひぐさの人と殿上の間よ入
事うかぬ事あり宿直姿とハ直衣着たるを云ふ

リ次將裝束抄。山大衆參陣時と云条子假令於里亭。
見火若聞不慮事馳參者先必着宿衣可馳參卒尔周
章事布衣不憚但雖近辺非内裏火布衣人不可昇殿
猶在里亭必可着衣冠飲といひ助無智秘抄宿裝束
の条子禁色ヲユルサレテ後シハラクアテウスモ
ノ、サシスキヲキルヘシ宿衣ヲユルサレテ後兩
三日布袴ヲ著スタ、近代ハ一日ハカリキルカ
オホヨソ青色ハ束帶ニキテソナノ井裝束ニキ
ル、又禁中子御會の事ある時いと貴キハ
その直衣より其より下と束帶ふる事家の記と

も多ク見えたり中右記嘉保元年三月十日子新
殿下御直衣自内令退出給之次令參太后并高倉一宮
給して新大納言右衛門督中納言中将二位宰相中
將三位侍從以上直衣扈從殿上人四位権少將俊忠四位
新侍從宗信兵衛佐實隆大夫君家政帶束といひ無名
記子至徳元年十一月三日新院詩歌あとの御會あ
りし條子文人公卿として納言以上直衣參議以下
束帶とも注へりたる装束の事ハたゞ云リ今
貴人の羽織袴といふ打つけ姿よて居る席ま子身の
ゆゑひくきハ猶上下著て交り居ると同ト直衣ハ

然うけそくぬ衣あり其が袍と見分うく縫
まを云べききちめあつ惣て同ドウさき
るべきうそ其色とその紋を以て云バ袍と直衣
との別もいへられど猶然バウりの違ハあるべ
うび己群たる車の條子云る直衣の事をも見
よ束帯ヨて身のうらき為よつびとて直衣
着改たる事も有り袍と同様の物あつバあど着
改べき改るも其石の帯と表袴を解て衣冠と云
装よにそ愛ふんきあれ是等を考渡して昔の直衣
の袍と殊ありしを知べしう考て後春日験記の

中ある袍と直衣との画を見ればその同トやうな
らぬ事よくさう是ハ装束の書先輩の考あど
よよりても更よ知られぬ事なれば委く弁置
あん猶いも源氏物語にも櫻のうのさの御ふ
回しえびそめの下りさねさういと長く引て皆人
ハうのきぬあよあざれたるおほきと姿のふ
まめ記たよめて云云とありうの衣よむして
あざれたりと云る見るべし色あひのさあで上
のきぬとハ違たるべき事知らる予ハ此書の始
引出せる紐鏡の條の画よ烏帽子着てルよれ

人の着たる衣も袍もあはれ侍衣もあはれ侍
の状諸の装束抄ども合る物ふし故よりよく思
は是昔の直衣あり貴人の家もあはれ時の状ふれむ
必疑あはれ鎧抄も直衣として聴禁色之人夏大文薄物
冬浮線綾也不入夏穀冬志々羅綾宿老之人裏白壯
年薄色裏とあり其紐鏡の糸あはれハ紋丸くして浮
線綾と見ゆ但し鎧抄の傍書ハ大物とあはれハ三
重棒二藍とあり浮線綾とあはれ白也とし不然
人とあはれハ非色ノ人ヲ云とし穀とあはれハ二藍と
し志々羅綾とあはれハ無文ノ綾也白也とし薄色と

あはれハ薄紫ノト也とありたり又むれたる車の
糸ハ烏帽子着て扇さし立たる人あり其着たる衣
も直しと見えたりたゞし其て小くして詳あはれぬる
如し大方を見るべきのこあり又次ハ峯る應天門
の画卷の中あり画して其詞の缺たる所ふれハ詳
あはれぬる如ふれと御首ハ座ハいとともうしこき御
様もて物奏し居る人ありいと貴なる人ありて急子
参入て應天門の焼る事を奏け状と見えたり扶桑
畧記天徳四年九月大裏焼亡の事を記せり御日
記曰二十三日庚申此夜寢殿後聞侍臣等走叫之聲

驚起、問其由、緒少納言兼家奏云、火燒九兵衛陣門、非
 可消救、走出見之、火焰已盛、即著衣冠、出南殿庭云云
 とありあり、似たり事あり、此烏帽子着たる人の
 衣ハ直衣あり、春日驗記あり、合セ、直衣ハ
 くびの所袍の如く、入り角九りたる如き状、不
 く、又此画子よりて見、くびの後の幅廣一紋ハ
 三重禪あり、装束の書子よりて見る、子臣下の袍の
 中、三重禪は、かく直衣子ハ、三重禪あり、紐鏡の條、不
 るハ、浮線綾あり、何れも同く直衣あり、直衣ハ、桃花
 菜葉直衣、事といふ、糸子、棋家元服、日禁色、事被宣下

雜袍ハ、参内院、参直
 衣着、事、直衣を、
 云、是を直衣を、
 云、東鏡、十、五十三、
 今日付、民、可、
 衣之由、奏之、
 着、事、
 ら、
 ゆ、

之、雜袍、事、則、不被、仰、之、仍、不、待、勅、免、着、直、衣、
 参、内、當、家、
 代、々、例、也、云、々、又、着、烏、帽、子、直、衣、
 参、院、事、蒙、免、許、可、進、
 退、而、近、代、着、小、直、衣、
 参、院、不、及、勅、免、沙、汰、
 頗、不、可、然、事、
 也、云、々、と、見、元、又、童、體、之、時、者、白、浮、織、物、
 直、衣、
 濃、紫、也、元、服、之、後、は、白、
 綾、
 隨、歲、齡、若、年、之、時、は、
 薄、色、或、半、色、次、淺、黃、
 有、淺、深、老、者、無、紋、
 白、綾、或、平、絹、裏、
 絹、白、也、童、時、又、同、之、
 夏、穀、
 老、者、生、單、張、平、絹、或、
 用、無、文、薄、物、
 烏、帽、子、直、衣、
 大、納、
 言、
 以上、参、院、之、時、着、之、
 但、可、蒙、勅、免、於、私、者、
 依、便、宜、用、

續世継ニ世ヲ承ルル
ルニ由リテ
ルニ由リテ
ルニ由リテ

之無子細と見え即注し浅位之人著烏帽子直衣事
大井川道遙之時載人頭ノ著烏帽子直衣其外無
例トありト見テ公ノハ着テ参リ
たき又し私ノハ着ル事ありト然ルヨリて
思ヘむ其衣貴キ物ありトて着ラれぬトあり
此袍ノ々々ノおシむけラび打ツけル衣あり
よ因テてモ成ル意有ルあり朝廷ノ式トも
書セる書シ貴人ト直衣ヲ著キ其次ニ衣冠其次ニ束
帶あり事見えル右ニ云ヘる義あり古ク書シ
おシむレゆリされタる事ノ見タるト其ヲ着テ天

續世継ニ世ヲ承ルル
ルニ由リテ

皇の御前ニも出ル事ヲゆるシたるあり吾々家ノあ
りて是ヲ着ルハモりテ無キ也次ニ引ク古事談
の文ニても身ハいくキ人ノ着タる事知ベし三條家
装束抄ニ地下ノ人不着之建保ニ禪ノ命ノ近衛司ハ雖
地下ニ着之云々トありハうけヅりタる時ノ事ヲ云
あり江家次第ニ二十諸家子弟元服ノ條ニ次冠者於
便所ニ改装束ヲ著テ綾袍○多用ニ五位藏人袍ヲ給ル爵時儀也
○不レ給ル爵人者可着ル直衣トありト爵ありト袍ヲ着
爵ヲ得ル者多直衣ヲ着ルあれハ尊ニ服ニあり
ぬヲ知ベきあり己ノいハるノ羣ニたる車ノ條ノ直衣

直衣襦との書今
 昔廿八の世一語の襦
 ナヨ、カニ微妙キ裾ヨリ
 責キ出シ掛リシテ指
 貫モ青キ色ノ指貫ノ
 着ヨリ又世五語ノ其
 日ニ成ヌレハ右近馬場
 ノ大臣屋ニ浴渡リテ殿
 上人ハ微キ襦姿ニテ車
 ニ衆列ラ集會ノ所ヨ
 リ渡ヌ

の事の中子袍を改ッへて直衣を着て集へる事ある
 るふどを合セ思ふべし私事子ハ然ボまよも着
 公事子ハたやひく着る事ありがうりあり玉
 海嘉應二年四月廿九日の條子着直衣初度之出仕ナニ
 不參院内私行ヲ見苦不知案内也といふ夏見え世
 継物語子あるもふほしあるハ得衣子ておひいと
 云夏あり羣たろ車の條子引く如しそも朝廷の
 御さざあゝびて南都子行ろ状ふれを其いてたち
 たやひき方よて人々袍をハ着ざりしあり続右事
 終子來女正俊通ト云醫師アリケリ七十餘ニテ布

ノナホホニ紫ノサシヌキヲキテ人ニ會ケリと云
 事もあり醫師よて身のほと賤き人も是を着たる
 もて其服の尊うゝぬを知べし今昔物語十一の廿
 九語子峒ノ口ニ寄ラムトシ給フニ實ニ翁アリ聊
 畏ル、氣色無し綿ノ帽子ヲシテ薄色ノ襦衫ヲ着
 タリカミサビ氣高シとあり綿の帽子ふどハ私も
 の子して公服子あゝび其帽子子具ハせても着た
 る也桃華葉葉の文の於私者依便宜用之無子細と
 あるふども思合せて能く心得らるべしいそ、
 今の世の人上下着てハ貴人の前へ出せし貴うゝ

ぬ衣ある羽織ハ常子ハ著もびるを貴人の前子着
て出るを心もさうも同じ意あり然る筋の学子
のこ心を深めたる人もいふ、此事を説き明ら
るるハ無きれむくくさくさくで子ハ論ふ
り能く心得置へき事あり袍著ても烏帽子を著る
事なく直衣子ハ烏帽子も著る表袴指貫を着た
緋の袴あどをも着る事ありと打つけたる衣不
れむあり江家次第裏書御書始と云條子次出御撰
政褰御簾とある分注子白織物御直衣裏打紅打御
衣白綾御衣同單衣紅御袴白御檜扇等とあるも御

直衣あれも表袴指貫あどを着御さひ紅の袴を
やるありさて直衣の直とひ義ハ何の事とさく
只ありあるを云あり萬葉集の歌子久方のあは路
を遠一ふほく子家子帰りてありをまさねと云
へるおほくも同じく伊勢物語子父もおほ人子て
と云るも同じ世継物語後悔大将の巻子姓る人子
霊の付るを尋常の人子付易んとひる事を云てい
とくさつといたしとおほくもておほ人子う
さハやとの給ハひきし云々又今昔物語九子衣袈
裟直ク着テ金鼓ヲ頸ニ懸テといへる直くとひふ

言あとも同く古事談 五ノ見容^ヲ非^ハ直人^{ナリ}也といひ
又六ノ雖有^レ聞^ク笛聲者永許^ス其柏子是非^ハ直也人^トあ
るあとも思合てさるるべし或書も直衣公卿至
中納言聽直衣聽禁色雜袍^ヲ鞆白元服日着之と云
り然る類を見て貴き服ありと思ふべし又女
の衣よし直衣と云りあり江家次第供御薬の条ノ
陪膳女房以下着座とありて分注ノ陪膳着尋常唐
衣裳^ヲ稱之直衣女房花釵纈纈裳泥繪唐衣とあり女
房の方ハ同ノ様ある装もてしうけたりたる方子
定め物あり直衣と云方ハ古くより有^レ心^ノ

けりまじりたる物にてそを男の直衣とあはれり直
衣と云多也さて和名抄ノ袍を著禰之袷衣也とい
ひ禰衫を須曾豆介ノ古路毛一云奈保之能古呂毛
と云り禰衫を名ノ禰と云こゝそくほほどあれむ
禰ある事元よりあり然るノ袍ノ著禰之袷衣と注
てハ同ノ物ノ如ク裝束要領抄ノ裁縫ノ体等如位
袍と云るあとも猶ひが事ありと聞ゆるを又よ
く考むる字書ノ袍ハ長襦也といふ事あり録足
大臣の像を見らる其袍長くして巨くび子のし
り是そ古き袍の躰にて其より薄りとしたるあり

くろ 又字書の杉字の注に小襦也衫衣無袖端也と
あり襦衫もその衫子襦の付たる意ふれども小襦
と云る如くちひさくて無袖端と云如く袖あども
短くて袍よりハたやまき状子有らん移り変り
ハいと似たるやうにもありらん枕草子に伊周公
の事を記して大納言殿のまわらせ給ふありたり
御おほしきぬきの紫の雪のハえをのし云々
又殿上人のおほしぬきたれて扇や何やと柏子に
して云々世継物語玉の村菊に万寿うやの御おほ
し姿をうしらして入す此給を殿たごら御

子のやうにうくしに奉らせ給ふふじあり印本
に万寿二字ふくうくもいをうくし見と
作り今ハ古字本にとれり又目うげのうつらひ
ドその衣とりきさせ給ておほし指貫さるべき御
むあじ皆ひどりし脱て給ハ綿の御そ一むり
をたてすりて山子云云おハしとあり是
ハ直衣著て家をのぐれ出し状あり右子引たると
を其外もおほし事を云るを思子袍よりハ着て
心ゆらくあるまひも為らんらんさま子思
つらして此應天門の画の中ある茵子御座る御様

も只の衣子夜中にて寒々せむいさゝし衾を召セ
る御様あり御冠の小さ様見知り奉るべし天皇の
常より小袖着させ給ひて御冠の事已しあを襖
子の條子云へる如し小袖は上代の服のあらじ
あれむ漢土よりさぬきり、上下の人皆着たる事
よて皇國の常の衣あり小袖子冠きる事天皇の御
はつよいをさくあゝ御簾の外に跪く人々膝
行ひる状もや有らん江家次第官奏の條子大臣称
唯高起昇廣箱自燈樓到第三間斬屈行到御座間跪膝行度恭敬而進之若不及者膝行昇長押進之とい

事ありさる類を猶多く聞えたり此画ある人も
膝行して長押の所に至る状あり助無智秘抄燒
亡時事の條子奏燒亡藏人宿装束ト云トモコレヲ
奏ス束帶ニテモトヨリソノカキリニアラス
あり是ハ藏人あはしハあゝず必位たりき人ある
べし裾いと長し百練抄子裾の事を云て大臣八尺
大納言七尺と云事ありそハ後堀河院天皇の寛喜
三年の事ありあざうへて思やるべし春日驗記
跋子延慶二年三月とあり此画をそれより古く見
ゆれば大方寛喜の比の事子合ふべき歎然甚む是

いとよき人あり枕草子はしたふき物と云ふつづ
まに関白道隆公の事をうらぐりぬの志ありあつく
所せくすふらひ給ふ云々とあるもうらるる躰ある
を云ふあり長くてあつくり引たるふりりふどし
たろあるべしさて此人ハ袍を着たるあれど領の
状異あり袍ハ藻ハ花うらひ袴ハ爪ハ霰あり藻ハ
花りのさハ古き袍の文よて年中行夏の画も七見
えたり藻を丸く曲がて乱引有たるもあつさて次
に引く黒もたる袍着て座る人の状も春日験記に
出たりあり彼直衣の画に合せて見れば是ハいと

強くて袴^{カド}たちて見え彼方ハいとあつりりり今
の羽織の衣きたるんやうに見えたり其状のうら
りて見ゆる事いとあぢやうあり紐鏡の條ある人
の着たる直衣の画も此袍着たると同じ画卷の内
にありあれむいさだり子據もして見別け心得
べきあり又鳥羽僧正の比あつり強装束の出
来ぬ時あれど其画を見れば袍ハや、強かき見え
たり糊あつりて然あるべくせりもや、あるくよ
り始^{ハジメ}り製^{ヒヤク}あり然思ひりて考るる枕草子似げふ
き物と云條のつづき三月つこりり比冬の直衣

の著よりきよ子やあらんうんの衣うらりて云云と
ありふると夏近くありて柔ある冬の直衣ハうら
り地として著るく袍ハ強めて身子付す隙
間亦たありて温うぬきまありてあらんと思
はる右の枕草子ありハ行成卿の事を云りて此
時頭并ありてあり猶後の物も五代帝王物語に
土御門内府定通史一人あえりあり直衣にて
さあらいしむるふとありて袍着て烏帽子ハき
ぬき直衣ハ冠をも著るあり山槐記治承二年三
月十一日子凡着冠日ハ注子雖直衣衣冠無嫌

とあり冠直衣の事を別条にも云らば如くして直
衣の中子引直衣といふあり家記にもあらず折々
人の装束を記して然云るがあり其文下子引ゆる
も有りおもふ子其ま江家次第供御薬の條子平且
天皇御東廂著御生氣方御とあり如きを云る子
て引帯具引帯と為ぬとを別けて其具を引直衣と
云ふあり具引帯と云ふも常の事ありねむりて
注へるよりさう出立あれむと子引直衣と云へ
るあり引帯ハ飾抄箆条の中子引表帯事とて諸人
所知遠所日吉春日行幸引之而仁平二年正月三日

らしきして御むうひあり陪膳頭并云々又天文五
年二月十五日の条よりいんらんの時分
云云本式御そくたいにて有きとも永正のたびの
例よて御ひきふるはありともあり右より云が如く
半臂の緒二筋よて結ふたゞ締むるはより子ハ
あゝで今の女の端折よて紐よて結ぶやうに裾短
き事ありべし助無知秘抄臨時勅使の條に御
直衣ヲオロシテキル冠ノ柏ハサミセスといふ事
あり是引直衣に著たるを下ろしを云へりあり近
き世の装束の書に御引直衣号小葵〇六丈三尺幅
一尺二寸一分経緯白

但カ主上尋常著御下ニハ緋御袴七丈余或八丈或
半臂但紅御襲或御童躰時装束といひ夏直衣のと
ていへる寸法ハ五丈五尺とあり長ハ八尺の違あ
り又狩衣直衣と云物あり常より是を小直衣とも
云ふ桃華菜葉に當家丞相以後著之凡家ハ幕下之
後著之文色ハ大畧同狩衣とあり罔抄の圖を見る
に常の直衣の状よて袖のりとの離たる事袖に露
ある事ハ狩衣の如し猶桃華菜葉に小直衣にハ白
練をよりにて二筋あゝて結し無定法云云小直
衣に下結ひる事先規未勘出之衣單に重ぬる事ハ

久安四年三月宇治左府高野詣記に見えたりとあり
りして又此画の袍きたる人たちの笏持る状見る
べし是はりと外國ぶりの物にして其事をあき
めびても有べき物ふれど筆の序はいさゝか云べ
し其名の義を和名抄に採唐云採音永漢語抄木可
為笏也と見え右をその採サキして其を作すを
くと云るあり後世飛彈國の位山ある櫟の木を專
ら用るハ位山一位と云事を祝ひ取まら意にてあ
とあり事あり其ハいちいといちると言字も合び
う一但一其位山の木を用ふるハ大方始て笏を執ヒ

つばき身の分ホドとふるるとすとのと視いて為たる
事と覚えたり顯昭の拾遺抄注に位山ハ飛彈國ニ
アリ六位ノ笏木キル所也イヤタカノ峯アリと云
へり笏の大小高倉家の定ハ長サ一尺二寸六分半
幅上ニ寸四分下一寸四分厚上三分半下二分端蛤
又也と云り猶堂上といえり家々子傳へらる
定どもハ一同あらびと云へり又大笏小笏といふ
かありて其持べき時の別と有るあり作法故實用
笏事の条に節會内并可押笏紙之時可用大笏除目
管文等可差笏之時可用小也とあり其笏の木も目

中右記寛治五年正月
廿二日立后の事の条に
皇后権太夫中署指笏被
賜宣命了持笏下去軒
廊之後内并大臣立座下
自軒廊相如庭中水列
進位指笏讀宣命群臣
再拜又重讀之又群臣再
拜此同宣命使持笏相加
本列

の正目子通じりてと為たるありそハ後祢念
院殿装束抄子笏事として知是院殿仰云有横目ハ
見苦也とありて又笏を木ふらて象牙子てし作
る事あり其をバサの笏と呼て御即位あどりの時子
持あり後祢念院殿装束抄子象牙着礼服時用之
とあり又其持様の事を考る子江家次第七日の条
子有鬚人子無人持笏不同也凡笏以頭當口程頗碎
持之也而有鬚人解持無人頗寄持と云事もあり上
卿故實子大臣在座者後泰大納言已下暫立留宣仁
門外依可許着座大臣正笏揖許但
入夜之時或鳴笏といふ事と之

是等ハついであれハ云置くあり猶飾抄笏の条に
予所持之笏法性寺関白賜清隆卿之笏雅隆入道授
予以之為本様也甚持吉入道相国實頼用之當時右大
將家此様也頭廣厚ハ重クテ持思也當家拜賀所
用之親王平御笏薄クテ持吉古物如此欵手本皆ッ
ヒタリ往古人拜趨以之可知欵とあり其頭書子唐
會要曰笏周制也周礼諸侯象大夫魚鬚史以竹晋宋
以来謂之手板魏以下五品以上用象牙武德四年七
月六日詔五品以上象笏六品以下竹木笏云云とあり

④ちぎらを木かきそぎ又石垣石だき又ほ

ららの事ほこらといふ名又つぶて社と云事

春日中ニ所あるを共に出し
石垣の上ありし出し

うく子引ある画春日験記に出たるあり大ある

屋根の千木と小社の千木の千木のその様もとす

異子造せるあり又大あり方子ハ堅魚木ありその

様異あるハ造る便利なるありて千木ハ

此書の頭あるちぎらの銚の考の内ハ此云るが如

くうけ固めて離ざらん料の物より屋の棟ハ破や

はたれば木の端を此小社の如くやりちぎら固め

てそこぬざらんと作せるあり今も此風残せる地

あるハ書よも見えたり京の北ある愛宕郡小

野郷の雲々畑と云村の棟ハ今も堅魚木を置を

何故ぞと問ハる草の風よそこぬらるるを壓ふ

る為ありとて其称をハうつらきと云とそきてち

きの様大ある屋根も古くハ此小き屋根の如く作

りらんを古ハ家の作様もかり行て自ら然作

るハ障ありあどして様を變もして又見よく思ふ

事あどもありて別よ作て上よすくぐくせ置事と

ハあれりしやあらん後世の物ハ必風穴として
此木の上の方子穴あくれどこゝあるハ多くふ
しあけもあけぬも有ららん又千木の中只二ツ子
風穴をあげりあり猶その外も屋根をあげばど
千木の風穴あり字しもせりとも見えぬさて此
あきを異名^{アサナ}つけてうゝそぎとも云り古き歌ハ夜
やせむき衣やうゝきうゝそぎの行逢の間より霜
や置らんといふも是きて二ツ子行ちりひてあれハ
其交る所を行あひと云あり行合の所ハやがて屋
の棟ハ當れハあり風雅集の歌もあつゝそぎのち

きハ内外子のツれともちりひハ同トさせの神垣
とありあきのそぎ法子内宮ハ内をき外宮ハ外
をきくと云れハ内外子のハれともハ詠るあり
長門本平家物語十三子夏山のところの木間より
あけの玉のきけのいえてうゝそぎ作の社ありハ
へ子ハ鳥居を立ちたる太平記十二の巻子千木モ
不^カ曲^カ形^カ祖^カ木^カモ不^カ釋^カふ^カも見えたりそハ一の物を二
子分云て言子文をあせり也^カ堅魚木ハ横様子二置
たる木ありもとハ^{カヤ}葺^カの屋の風ハ^{ソコ}損^カや^カひ^カり^カその
棟を押し鎮めたる物あり是をうゝを木といひ右

事記ハ堅魚とのこと云り、カク固と云ふは同
トをハ長ツカヨリ治ツカムと云ふ如き意にて、ツカム鑿る意ありん
故つとをとも又木として作せし木と云言を
添ても云ふありたゞ魚の名に似たるをめて思
まがふべからば此義を解得ばて誤する説あれど
後べうらび大神宮儀式帳に堅魚木十枚長各七尺
短一尺七
材木別端以金銹ふどもあり大神宮諸雜事記に
長曆元年月日依宜肯大神宮ノ正殿ノ堅魚木ノ木
尻ノ貫木左右端泥障板左右端鞭懸端等乃金物等
被奉加粧堅魚といふも堅魚木と云も古き程あり

又古事記に有上堅魚作舎屋之家天皇令問其家云
其上堅魚作舎者誰家答曰志幾之大縣主家尔天皇
詔者奴乎已家似天皇之御舎而造云云とあるハ堅
魚木の事のこゝろてのこゝろなる事はあらば堅魚
木の實用ある物にて銹にありざれば下人にては
必上べきあり御舎に似せざるをとりぬ給へるハ
その堅魚木に作法ありて天皇の御舎のこゝろに
り用る法ありしを似奉りし又ハ惣ての屋作を
も似奉る物あらんハ心傳はべしと云ふ事にて此
社の下の築あけたる石垣の状見るべし齊明天皇

紀子載石上山石順流控引於宮東山累石為垣云々
とある物此類ありその文又おもむ築地の状
て石もて造りし物と思へど今ある物を石垣と
云ふて思へばきり岸を石もて疊るをも平地も土
を築あげ石をたゞ上たるをも共し石垣とも云
べきあり又是を石たゞとも云り石をもてたゞ
と上れどもあり今平石を置の之を然いへど高
く為るも云祿あり大神宮儀式帳に石疊一処云
云々、伊鈴御河云々此中島に造奉石疊當造宮か
と云るもあり古言ある事知べしそはたゞと上る

と云ひ疊に重ぬると云たゞとの義もたゞと重ぬ
るよりいへる言あれむ今常平ありは石たゞと
と云へるとハ別あり名の同きより誤るべし
らば敷くある方も猶昔より石たゞと云へり
六帖石たゞとあり多し物を君も又たゞ物ありし
思へるうか又名もかりし身もひえぬへり石た
たえりうへく袖子衣うかぬよ百寮和歌に掃部頭
玉はたれへぬや紀張い同た、いにかとてきりや
るよそひをそあひてうへる小社を今ほりてと
いふ和名抄も宝倉を然より今昔物語世六子

蓋囊抄六評神祇
名帳ニ野載スル三十七
百五十余社其外小充
倉標社ニ至ルニ據
帛致如在

大ナル宝藏有リ瑞垣事々ニク廣ク籠ク云々一
宝倉ト云フ宝倉ノ戸蓋囊鈔ハ小禿倉をコホコ
ラ標社をツフヤヤニ口ト訓リ垂仁天皇紀ハ天
神庫ト見え天武天皇紀ハ神府トあり百煉抄
應徳二年七月のころハ自朔日東西二京諸條
毎辻造立宝倉鳥居打額共銘福德神或長福神白米
社云云ともあり袖中抄九ノ三輪明神の御返くら
の内ハ入出リト云事もありくらハ元居る所ハ
もいひ物を置所をいへり然きハ神の座所を云
も神宝など置所を云もともまたたがらびハ美祢

ありさしてつゝあて社をつゞてハ法はぬと云意を
小まを云ハや引つばぬあし云も小く構多を云言
也

需釣殿簀子敷竹んりきの事童のさま垂髪之事
其髪の長さをりぐり事帯より此の紐ひり衣
摺形摺衣の禁の行ハれさうり事ト尻居春日宗俊
こゝあるハ春日驗記の画あり池ハ作りくけたる
屋あり角の處の人の誤て落へきをみせせてお
ほしきを作さるゑんくくく水の處ハ造りつけ

たる屋を釣殿と云へり其造り様も猶さまじくして
此画あると遠目あるも有あり扶桑畧記に應和元
年三月釣殿にて藤花宴ありし事を記して龍頸鶴
首舟各一艘有童舞等といひ空穂物語藤原君子池
廣しちろ木ありそり橋釣殿ありといひ又祭の使
は大将殿つり殿に出入君達ありと涼に居て網を下
し魚あど取る事あり源氏物語常夏の巻にまいと
あつき日のいんぐりのつりものを出給ひてすゞこ
給云々とつひ拾遺集詞書に八月に人の家のつり
殿にまらりとあまの月をうつる弁内侍日記に

月見侍らむとて南殿つり殿ふどの月御覽び中務
内侍日記に志むくほり殿はゆらはせおほし
まららど御舟さし出する云々今とらうんばや
いついあどいとあまの池に作りかけたるつ
り殿あどいとくすい志げあるよ云々あど見え
狭衣は川の上よ造りうけあるつり殿といひ長
門本平家物語ハ即寺のうらまうりて平寺院の
つり殿へそ入まらる東境よし釣殿御遊云々あど
あり釣りあど為るよすうき處おれむ然も祢ひ
そめたる事あり此板をはきる所と今のぬきの如

き物にて造りたるありかゝる類を簀子敷とも云
へり敷も板敷の敷も同ト板敷も簀子敷も大方同
ト如く聞申せど其名の起る所をいへば板敷ハた
だ板にてはら事なれどけ、廣きよも云べしすの
子も真簾あじの如く細き物をよせ合せて廣くは
るよ云言と思はる又竹をあえて廣くしたるを竹
はぐまとも云へる事あり夫木集ある俊頼朝臣の歌
よ山づつのあるやようもるたる簀子ふしよく
しとも思はる哉と詠、長門本平家物語二十子柴
のあもと竹のまゝ垣たのけりき竹の簾もあれハ

古事記玉垣宮の殿よ
黒櫛橋とあるハ細き
木を簀子編と並た
橋

て、木の簀子の事ハ延喜内匠式子初料、簀子ニ枚
とある類書も多くて厚く幅七まき木也又椽の事
を此のこようあるとやういへるハ其末にてそ
椽あじを然云へれむあり空穂物語國譲下よおと
ど猶すのこよおはれ云云童部のやうにて真簾の
しよさあらはせ給て云云とあるあじも簾の外と
云れハ椽あり又菊の宴子殿の内、時ハあれど
あまののれのをいふれで云云今昔物語十四子
参レルカト問と給へハ南ノ簀子ニ候フト申ス廿
七子暮方ニ彼ノ僧都殿ニ行テ南面ナル簀子ニ和

ラ上テ待居タリケル簀子と云事は三代實録に見
えてそれより後の書よりいと多ク今其状の思
やゝるを奉ていし西宮記天徳三年八月十六
日の条に申二刻宸儀出御王公卿士候簀子敷如臨
時祭也江家次第腹赤奏の條に還昇進留簀子第二
間にて分注に自廂第二柱西去二尺許とあり宗俊
卿記應徳元年三月十六日子於中殿晝御座被講和
歌上達部座東簀子殿上人候南廣庇と見え中右記
嘉保三年三月十一日子殿上人依召候簀子敷あり
も見え東鏡建暦三年七月十一日子召富田名をい
三郎と

云伊藤七郎具叅候寢殿西面簀子自御所被出大鹿
角二中二角一度折之とも見え愚昧記嘉應三年正
月三日の条に太政大臣云云昇西階經簀子當南廂
西第二間中央東面而立揖云云大臣云云立東第
二間中央簀子敷云云とありおとこし全く常の板敷
と聞えたり雅言卿記正中三年三月六日子ハ文臺
御硯蓋置簀子廻長廻南欄置講師四座管見記永享
五年正月三日の条に左大臣殿云々昇西階令脱靴給自
簀子東進徑御前入自酒机間東辺立北机東辺東面揖
指笏裳覆布取盃蓋置机上取盃傍置取御盃加尾如

元、覆布酌酒海之醴、入盃復把布以之覆盃面云云と
もあり、筆の序あれ、云べし酒机ハ大ある机より
て酒をくむ時用る具あり、尻居と云ハ今の盃臺の
意の具あり、酒の器の之あらば飯あり土器も其
器を具る事あり、江家次第忌火、御飯の条、次、供御
飯有尻居土器不警躡御菜四種薄鮎于鯛鱒和布、御汁一杯といひ
執事事の条、次、供餅銀盤三枚有尻居各盛小餅如銀箸臺
銀箸一雙、木箸一雙件箸臺多作鶴形ふどあり、又さする器、
覆をひらハ塵のうらぶらぶら料、右の法あり、上
の厨の事の中よい、帷の事をも合せて心得

へしヒを食物の事、用たるよてうくる物あり

別条出
前筆記廿七
前七二出

後、ハ此大あるを杓子とも志やもどと

も云い小をさどと云ど古ハ皆ハいと云るあり伊
勢物語子云々枕草子子云々古事談子云々あど云
り是ハ飲食の状の画よも合せて心得べし、髪の本
本を結て垂たるハ書共よ多く垂髪といくる物か
り布衣記子童装束事髪をさげ入りしゆいをもひら
也白紙也とも云へり、女の如くその毛の長きをあ
てたる事あり、世継物語月の宴子、八宮平の御事を
記して御く志あどいとをうらぶらてよほらハあ

り子おハハハ云云とあり、よけろハ今豆のいッ、
がこと云処あり今昔物語九十年ハ十三也ケリ今
ハ元服モ可有ルキニ御髻ノ嚴キヲ惜ムテ今マテ
元服ハ死ニ有ケルと云ひ又廿六の五語ハ十一
ニニナリ云々見喜シ氣ニ思テ走り行後手ノ髻ノ
タワハトシテ可咲氣ナルヲ見ニカハエクと云事
もあり其髻ハ然まても聞えぬハあるねど髻の写
ハいあめるハこそと覺ゆ其後の文ハ御髻ノ系長
ヲ身ニ搔副テとあり又盛衰記一卷ハ童子ノ年ハ
十八歳髻ハ長クオハレマシケレトモ命ハ短カリ

ケリとあるも、る髪よて其長をよと為たる
あり太平記卅九子幼稚ハ上垂髻ナリケレハ軍散
シテ後ニ人ヲ付テ被帰ケルとあるあどハ如く垂
髪と云ガ其常の称あり也さて萌黄の衣著たる
童ハ足ある白キハ袴あり振髪ニ切たるハ女子と
おハハ帯を今の付のもの如くハ左巻を穿るや又
ハ只ゆハ見分ハれど付たる方とおハハ
万葉集あどハ同ド物を帯とも紐とも云るハ是ハ
てハくらハ錦の帯を結びたれあどよめるも大
方おとあハありてもかくさハ結ハ垂ハたるを

云るふる事と知らる風俗の歌よも乎久流末尔之
木能比毛止加牟云云と見え猶後の歌あれど夫木
集よこくらハ子錦の紐のとけぬれハことふき物
ハ夜そのさしろもと詠るもあり崇神天皇紀よ有
美麗小蛇其長大如衣紐ともあり其ハ時世ふりけ
まばいと細うりし物と聞ゆ其をさしひもと訓
後の歌の詞よ聞えたる下紐のむねよとけるも誤
説あり允恭天皇紀の歌よ佐瑳羅餓多迹之枳能臂
毛弘等枳舍氣帝万葉十六の歌よ真榛持丹穂之為
衣丹狛錦紐丹縫著刺部重部波累服云云水縹緗帶

尾引帶成。韓帶丹取為云云と見えたるも古き世の
体あるを紐丹縫著と詠るハ今の付紐の如く付た
りしを知るべし十七十七まわりのこやあうくひ
をらんぬハ玉の欲流乃比毛太尔登吉佐氣受之底
下紐といひ下帯といへるも別よ作り置く帯よこ
けて衣よ付き置帯の方を云ふ称あり六帖ある友
則の歌よ下帯のこちハうつくしきものもも行ぬ
りてもあけんとも思ふと有るあども一筋あらん
二筋を逢せり結物を指せりあり猶同書よ契り々
ん事やもたがよ下帯のめぐりて逢へるつまやふ

よありといふ歌あるも右あると同一とて右の万
葉の歌の刺部重部波累服といひし映ハヤし重ね映し
て其摺衣シき多ありへとも春映ハヤと云ふへ子同一川
川を紐指ヒ事コト解トクるあじはしうらびさし依る
さし去くあど云さしあり指し重ねと云事を文イふ
しと云へるあり其を衣イのうらもて云へるあれ
と紐の方ハあがうらびさて引帯成韓帶丹取為
と云ふ引帯ハ和名抄ハ衿カを小帶也と注シて比岐於
比ヒと云ひ江家次第供御葉の條ハ御生氣御衣とあ
りて分書ハ具御引帶ハ着於例御直衣上給と見えた

る物よてうゝ帯ハとハうゝらりて結ヒムる結ヒムさまの衿
よそ寂蓮家集の歌ハ下帯の結ヒムふ氷ヒ子手をうけて
そよようゝくろ弓張の月と詠める下帯といひ
らくるといひくろつつけハ合せて心得べし引帯を
ハハ主ハとハうゝ帯ハよハむる其引帯の如く錦の帯を志
むるを云あり旧注ハあゝびさて後の物ハと大鏡
セハよあひひりをと記てうハを多ハよさしてのびふ
したれむといひ平家物語ハ金武と云大切の剛の
者打物の鞆ハを外ハ云々信連是を見て狩衣の帯紐
引切て捨るすハよとあるあどと紐を指て帯紐と

云るよて古より一物を帯とも紐ともいひ後世の言
よ帯紐解てし云ふじよ通へり其打物ハふきあ
と覚えきり猶紐の事ハ別よと云り序よ云右よ引
る万葉の歌あるやうらうらとい小形と云ことし
みて紋のこまうらうらと云を云ありよしきハ
古事記よ錦色小蛇とあるハ古く見えたるよて古
言あり古代よハ織紋よしたる錦ハあざざりしよ
てよしきと云ハ丹青土志を摺せるよしの称よて
志きハ太敷とも太知とも通はし云々如くて志
と云よ同トさて志と心とを通はして互よいへる

事ハ古事記万葉集ふじよ宇志楯吉といへる言を
遷却崇神祭詞よ宇須波依坐世止といひ後よいふ
竹生嶋を延喜式よハ都久夫須麻神社ともあるふ
どよしよく知らる仁と赤仁とも云も青仁黄仁ふ
云もあつて古ハその製法ありて色よくしよの
たる水よて緋を摺たるあり其せふじよ妙よひ
り々ん事ハ古の物の残きよふせで多き物もある
よて心用のの程ふじ思やり知るべし古事記よ其
所服之丹摺袖ふじいへる事もありふと呼ふりよ
ハ様々あるふあれむそを交て美しく摺事も有し

よて又紋も中昔の書子遠カリカ子ヲ摺たるふじ
云る事有る如くたくこ子ハ摺々ん万葉の歌子班
衣ふじいへるハ深くもカを用ひびて摺れるある
べきを一同子ハ勿思ひそ猶延喜式子摺衣の模の
事も見えたる又其彈正式子摺成文衣袴並不得着
用云るもあり摺衣を然禁め給へれども其禁の
まよもえあざりあり形摺れる衣著たる事
の書子いゝも見えたるよて知るべし又洛陽田
樂記子摺染成文之衣袴法令所禁而檢非違使又供
奉田樂皆著摺衣白日渡道といふ事もあり是も法

令を顧さる事の甚しきをいへるよて其時の禁
を申すに給へるを云よありん次將裝束抄指貫
事の条子如洛外非尋常出仕之時色々未濃村濃如
唐綾非制限隨時著之と云事あれど其も時は取て
法をゆるべ給ふあり右の事と同類と思あやする
べし又布子有る時より兼て文をひり置事
今の染たる反物の如くよて有りあり東鏡建久三
年十一月十一日子藍摺准布世反代六十文ふども
あり諏訪大明神縁起子ハ先一騎の兵容參會穀葉
の藍摺の水干を着て鷹羽の篋矢を負云々古事記

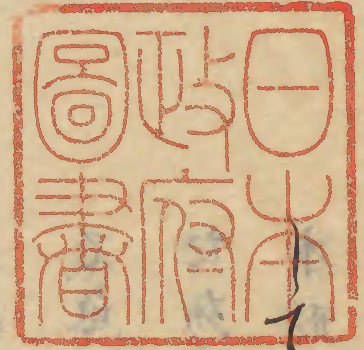
古今志くわんこんしの紫むらさきのいろのあはれ
の衣い色いろは出いふあり

傳子青摺衣の事を委しく云れたるふじを合せ
見多べし大神宮諸雜記長曆三年二月廿五日の
事の中子十二條の事ありて第四鳥名子男女十六
人青摺衣裳可著度ともあり又縣居翁の説子志の
ふじりの事を解て志のふ草の形を紫の色して摺
たるを春日野の若紫のひり衣ともありて云れ
たるもさる事あり志のふをひりたる布と云事あ
れもありそい紐力の条は引多を見るべしさて其
條の画子波と芦を形はつけたる衣着たる人あり
それらも摺たるるやあゝん猶慶運本宗俊画詞は

(圖) ころも衣着たる女あり是も摺たるあり心
し摺たるも漆たるも近々ねむたしうも見知る
べしうねど形を紙は切ぬきてのりを付て今の如
く為てる形紙の続目多々れむ紐力の条ある如き
類の形もたやましく漆得べきよあゝ山ある摺ハ
神事よのこ用ふるやうよありて常のも好む所の
物よて美麗く摺まるあり紫の根ずりの衣ふとの
如し大和物語は臨時のまひ人よさく述て云云昔
著てあれ志をすまむる衣手をあふめづりしとよそ
よ見しうありあどむ己よいんる山藍とおも

はる中右記に禁民間服、摺衣といふ事あり其も鳥
羽天皇の御時の事あり餘りも美しくして着たれむ
ありと一上引て云へる如く延喜の時もハヤ
く御製をありしと其事のまづれあり猶さる
類を云も百練抄長保三年十一月のころハヤ
達部、女房美服可禁事定申之といふ事おどもあり
貴うぬ人のいと好き衣きるおども世の為よ
らぬ事あれどもやもひま然あんと為るを
又始の容易き方より事ありさて其衣を
摺る模を用ひて厚紙おじを今の吹画形と云物

の如く一たるをも置て摺る事あり其方ハたや
はる色ハや右くより然と志らんと思けること
其も模の如くハ美しうさるらん驪驢嘶餘
禪家菊水ヲ藍摺トテ紋ヲ切テ上カラスルナリと
云事見えたるおども後ハ成る書ふこと其事ハ
いと古き為様のふらりもやあらん高館草子も
よとらう志すはりの直垂と云事あり伊勢氏其を注
て魚綾と綾の名志す摺とい嶋の形もハハ
たあり洲濱のうらりも草木おども有あり摺文として
木形に繪をほりて絹布を打掩て色々の色に摺る



繪を出以ふと云へり
 其の意は、
 此の書は、
 古の書に
 比して、
 其の美し
 かつ、
 其の用
 多し、
 故に、
 其の書
 に出以
 ふと云
 へり。



